

結核医療の基準の改正について

1. 基準の根拠

結核医療については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条の二において、「厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。」と規定している。厚生労働省令で定める医療とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十条の二では、以下のように規定している。

(医療の種類)

第二十条の二 法第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、結核性疾患に対して行う次の各号に掲げる医療（第一号から第四号までに掲げる医療にあつては、厚生労働大臣の定める基準（※資料1-2）によって行う医療に限る。）とする。

- 一 化学療法
- 二 外科的療法
- 三 骨関節結核の装具療法
- 四 前三号に掲げる医療に必要なエックス線検査、結核菌検査及び赤血球沈降速度検査
- 五 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な処置その他の治療
- 六 第二号及び第三号に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容（食事の給与及び寝具設備を除く。）

2. 改正について

この厚生労働大臣の定める基準については、厚生労働大臣告示で定められており、上記の省令の一部及び告示について、最新の知見や結核医療をとりまく状況の変化に対応した改正を行う必要がある。